

刊行にあたって

全面改訂にあたって

本書は、銀行業務検定試験「財務3級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『財務3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書は試験問題を解くための必要知識について要点を解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関の行職員にとって財務知識は企業取引を遂行するうえで必要不可欠なものです。企業の経営成績や、財政状態を報告するために作成・公開される財務諸表の内容を、理解して分析することが企業取引の基本となるからです。

財務知識を日頃より身につけ研鑽し、検定試験「財務3級」にチャレンジすることは、その習得度合を判定するうえでも有用であり、広く推奨する所以です。

本書を『財務3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「財務3級」に合格され、日常の業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2020年2月

経済法令研究会



目次

刊行にあたって	
学習の手引き—本書利用のしかた	(8)
出題範囲	(9)
出題項目一覧(過去5回分)	(10)
凡例	(12)

第1編 財務諸表

1	計算書類	2
2	企業会計原則	4
3	貸借対照表	9
4	流動・固定の分類基準	12
5	正常営業循環基準の適用例	14
6	流動性配列法	17
7	受取手形	21
8	有価証券	23
9	棚卸資産	29
10	有形固定資産	39
11	減価償却	42
12	無形固定資産	52

(4)

13	投資その他の資産	56
14	繰延資産	59
15	借入金	65
16	社債	67
17	引当金	73
18	貸倒引当金	78
19	純資産	83
20	貸借対照表(練習問題)	93
21	損益計算書	98
22	売上高	103
23	工事進行基準	106
24	売上原価	110
25	製造業の売上原価	115
26	販売費及び一般管理費	121
27	営業外損益	122
28	特別損益	125
29	損益計算書(練習問題)	129
30	決算整理	132
31	株主資本等変動計算書	137
32	個別注記表	141
33	外貨建取引	143
34	固定資産の減損	150
35	資産除去債務	157
36	リース取引	160
37	退職給付会計	168
38	税効果会計	174
39	合併(企業結合)	188
40	1株当たり当期純利益	193
41	セグメント情報	196
42	連結財務諸表	198

43	連結修正仕訳	203
44	利益操作	214
45	消費税等	220
46	電子記録債権・債務	226

第2編 財務分析

1	総資本経常利益率	230
2	売上高経常利益率	236
3	総資本回転率	245
4	売上債権回転率・回転期間	249
5	棚卸資産回転率・回転期間	253
6	損益分岐点分析	258
7	損益分岐点売上高	263
8	目標売上高	267
9	損益分岐点比率と安全余裕率	270
10	売上総利益の増減分析	279
11	生産性分析	283
12	労働生産性の分析	287
13	流動比率・当座比率	294
14	固定比率・固定長期適合率	298
15	自己資本比率・負債比率	303
16	資金運用表	308
17	資金移動表	316
18	資金繰表	321
19	キャッシュ・フロー計算書	335
20	営業活動によるキャッシュ・フロー	340
21	運転資金の所要額	355
22	決済条件と運転資金所要額	360
23	キャッシュ・コンバージョン・サイクル	372

(6)

24	手形割引限度枠	375
25	長期借入金の返済原資	376
26	インタレスト・カバレッジ・レシオ	378
27	ROE(自己資本当期純利益率)	379
28	配当性向・総還元性向	381

1

計算書類

出題【19年6月・問1 / 19年3月・問1 / 17年6月・問1】

1 計算書類に該当するもの

会社法では、株式会社は、各事業年度に係る計算書類を作成しなければならないと定めている。会社法上の計算書類とは、次の4つのものをいう。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 個別注記表

① 貸借対照表

貸借対照表とは、一定時点の資産、負債、純資産を記載して、企業の財政状態を明らかにするものである。

② 損益計算書

損益計算書とは、一定期間の収益、費用を記載して、企業の経営成績を明らかにするものである。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書とは、一定期間における貸借対照表の純資産の部の変動額のうち、主として、株主資本の変動事由を明らかにするものである。

④ 個別注記表

個別注記表とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書などの注記事項について、まとめて記載したものである。

2 計算書類に該当しないもの

会社法では、1.の4つの計算書類のほか、事業報告と附属明細書についても、作成しなければならないと定めている。

事業報告とは、株式会社の事業の状況について、重要な事項を記載するものであり、附属明細書とは、事業報告と計算書類の内容を補足する重要な事項について、記載するものである。ただし、どちらも、会社法上の計算書類に該当するものではない。

また、キャッシュ・フロー計算書は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を提出している上場会社などには、その作成が義務づけられているが、会社法上は特に規定がない。よって、キャッシュ・フロー計算書は、会社法の計算書類には該当しない。

POINT

会社法の計算書類は以下の4つである。

①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表

事業報告、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書は、会社法の計算書類ではない。

【練習問題】 会社法の計算書類

会社法の計算書類に該当しないものは、次のうちどれか。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 個別注記表
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書

[答]

- ⑤ キャッシュ・フロー計算書

[解説]

会社法上は、キャッシュ・フロー計算書の作成が求められていない。

2 企業会計原則

出題【18年6月・問1 / 18年3月・問1】

1 企業会計原則とは

企業会計原則とは、企業会計の実務において、慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約して、作成されたものである。企業会計原則は、法令ではないものの、すべての企業が会計処理をするにあたり、従わなければならない基準である。

この点について、会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と定めている。

企業会計原則は、「一般原則」、「貸借対照表原則」、「損益計算書原則」の3つの原則と、これらに対する「注解」から構成されている。

2 一般原則

一般原則は、企業会計全般にわたる基本的な考え方を示したものであり、貸借対照表と損益計算書に共通する原則である。一般原則には、次の7つの原則がある。

- ① 真実性の原則
- ② 正規の簿記の原則
- ③ 資本取引・損益取引区分の原則
- ④ 明瞭性の原則
- ⑤ 継続性の原則
- ⑥ 保守主義の原則
- ⑦ 単一性の原則

(1) 真実性の原則

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

(2) 正規の簿記の原則

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(3) 資本取引・損益取引区分の原則

資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

(4) 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

(5) 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

(6) 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

ここでいう「適当に健全な会計処理」とは、予想される費用は早め・多めに計上し、収益は確実なものに限って遅め・少なめに計上することにより、利益を控えめに計上することを意味している。この「適当に健全な会計処理」のことを「保守的な会計処理」といい、この原則は、「保守主義